

第4章 避難後の対応

第1節 一時集結地の運営・管理等

1 一時集結地の運営

町は、施設管理者等の協力を得て一時集結地を運営し、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先等を各自主防災会に連絡し、自主防災会長はその情報をとりまとめ町に報告する。噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、町は、ホテル等への避難の変更を検討する。一時集結地の運営については、安全の確保、情報の提供、食事の提供、医療体制、教育環境等に留意するとともに、相談窓口を設置する等適切な対応に努めるものとする。

避難者が一時集結地の受入人数を超える等、一時集結地の運営に支障が生じる、又はそのおそれがある場合は、町は、県と協議、調整の上、他の一時集結地の確保及び、町外への避難を行うものとする。

2 避難物資の確保

原則、町は避難に際して必要となる食糧や毛布等を準備する(避難者が調達する、町が調達する)こととするが、必要に応じ、国、関係事業者等に要請し、迅速に確保するものとする。

関係機関や他の地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国及び県と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

3 避難者名簿の作成

町は、避難所ごとに避難者名簿を作成するものとする。

4 避難所における要配慮者(介護者を含む)の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については、各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族及び自主防災組織が、中心となって支援を行うものとする。

町は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国及び県、他の市町等に要請し、医療・福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

第2節 救出救助

1 避難未実施者等の確認・救助

町長は、活動の安全性に十分配慮した上で、避難指示の発令を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。

自治会(区)等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の搜索・救助を行う。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子ども及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については自力避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

2 避難者の輸送

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決めて一般住民等に周知する。

3 避難経路、避難先要件

噴火開始直後であり、避難時には主要交通は確保されているものとする。

第3節 避難指示の解除等

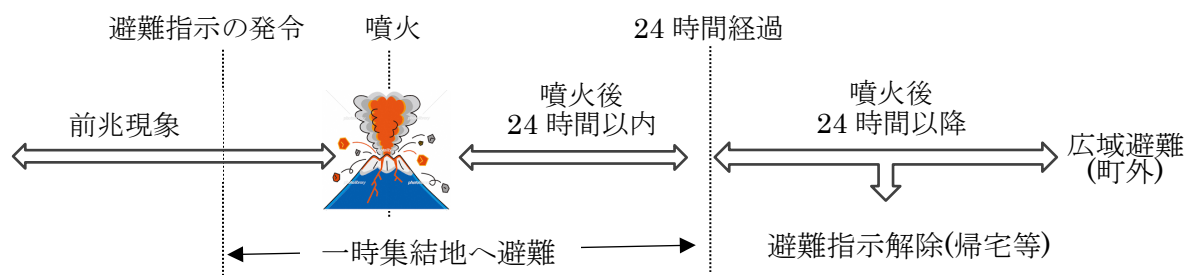
噴火の状況に応じて避難対象範囲の縮小や解除の検討を実施する。

1 噴火が発生した場合の基準

噴火状況判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、噴火現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	噴火現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	噴火活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

2 噴火していない場合の基準

噴火していない場合には、「警戒レベル2及び3」は発表されないため、火山活動が終息に向かい、「噴火警戒レベル1」に下がった時点で、避難指示を解除する。



*一時集結地は、避難指示が発令された際に一時的避難する場所であり、富士山噴火後24時間以降の行動は、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき決定される。

第4節 24時間以降の避難計画について

1 町外避難の実施・避難先

本計画では流下パターンDによる24時間以内の計画について記載しているが、24時間以降の避難計画については今後の噴火状況や基本計画に則り、検討を続けるものとする。町外避難先は受入Bグループ（熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）を想定し、避難の際の避難手段は原則自家用車（相乗り含む）と想定する。

2 町外避難所の開設、運営対応

町は、広域避難の実施を判断し避難者の受け入れ先市町が決定した後、避難所等の開設及び初動期の避難所運営の補助を受入先市町に依頼する。避難先決定後ただちに町職員を受入先市町に派遣することとするが、派遣人数については、各受入先市町の避難所開設状況によるため本計画内では定めない。

3 避難所における物資・食糧の調達

原則、町が避難所における物資並びに食糧等の調達を行うため（避難者が調達する、町が調達する）、受入先市町があらためて備蓄する必要はない。なお、初動対応時において、受入先市町の既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、その費用については、受入先市町からの請求に基づき、後日、町が負担する。

4 災害対策本部の被災・移転について

災害対策本部（町防災センター3階）は、24時間以降の噴火影響範囲内にあることから、噴火警報発表に伴い災害対策本部移転の必要性が生じる可能性がある。今後、代替施設として噴火影響範囲外の施設を新たに選定する必要がある。

5 避難長期化対策

町は噴火による避難が長期に及ぶ場合には、一時集結地及び避難所に加えてホテルや旅館等を活用することにより、避難者の負担軽減を図る。

避難生活の長期化に伴う分散避難者の増加及び避難対象地区の限定により、避難者数が減少した場合には避難所の集約や町外避難から町内避難への切り替えを検討する。

また、火山災害により住宅を失った住民等が発生した場合には、町は県と共に住民等の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮し、応急仮設住宅の建設を行う。火山活動の終息が見込めず避難生活が長期に及ぶと想定される場合は、住宅が被災していない避難対象の住民等についても、応急的な住宅供給について検討を行い、国及び県に対して必要な支援を求める。

その他定めのない事項については、長泉町地域防災計画及びBCPに準ずる。